|  |
| --- |
| **社会福祉法人による利用者負担額軽減制度** |

　社会福祉法人が経営する施設で介護サービスを利用した場合、社会福祉法人利用者負担軽減の承認を受けた方は介護サービス費等について軽減されます。軽減を受けるには申請が必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象サービス | ・訪問介護  ・通所介護  ・（介護予防）短期入所生活介護  ・介護老人福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）  ・地域密着型通所介護  ・（介護予防）認知症対応型通所介護  ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護  ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護  ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  ・夜間対応型訪問介護  ・看護小規模多機能型居宅介護  ・介護予防･生活支援サービス事業における訪問型サービス  ・介護予防･生活支援サービス事業における通所型サービス |
| 軽減割合 | 介護サービス費及び食費・居住費の25/100が軽減されます。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対　象　者 | | 添付書類  （本人及び世帯員） |
| 市民税非課税世帯で、次の①から⑤までの全ての要件に該当する方  （旧措置入所者で利用者負担割合５％以下の方は除く。） | | ・源泉徴収票  ・年金支払通知書  ・確定申告書  　などの１年間（前年中）の収入状況が分かるものの写し |
| ①　世帯の年間収入金額が150万円（世帯員が２人以上の場合は、世帯主以外の世帯員１人につき50万円を加算した金額）以下であること。 | 収入には、障害年金、遺族年金などの非課税年金や仕送り等を含みます。 |
| ②　預貯金等が単身世帯で350万円（世帯員が２人以上の場合は、世帯主以外の世帯員１人につき100万円を加算した金額）以下であること。 | 預貯金等とは預貯金のほか、有価証券、債権、現金も含まれます。 | ・預金通帳等の額が分かるものの写し（預貯金通帳は、前々年１月1日から直近の出し入れが確認できるもの） |
| ③　日常生活に供する資産以外に活用できる資産が無いこと。 | 物置、車庫や田畑等は日常生活に供する資産に含まれますが、その資産によって収入を得ている場合は対象外です。 |  |
| ④　負担能力のある人に扶養されていないこと。 | 次の場合は対象外です。  ・医療保険や税の申告において、市民税課税者の被扶養者になっている場合  ・市民税課税者が公共料金、家賃を負担している場合  ・市民税課税者に住まいの提供等の援助を受けている場合 | ・医療保険者証の写し  　（75歳以上は不要）  ・公共料金（電気、ガス、水道）の領収証の写し  （施設入所者は不要）  ・市民税非課税者から援助を受けている場合は援助者の非課税証明書 |
| ⑤　介護保険料を滞納していないこと。 | 納期限が過ぎている未納の保険料があると対象になりません。 |  |

※　添付書類のコピーは窓口でも行いますので書類をそのままお持ちください。添付書類がない場合は軽減が受けられない場合がありますので、書類がない場合はご相談ください。

【お問合せ先】

三条市福祉保健部　高齢介護課　介護保険係　　電話　0256-34-5476（直通）